

## <総論>

問1 今回の改正の経緯はどのようなものですか。

(答)

1. 消費者契約法の取り消し得る不当な勧誘行為の追加、無効となる不当な契約条項の追加等の民事ルールの改正については、これまで継続的に検討がなされてきました。

平成28年には、過量な内容の消費者契約の取消しを認める規定の創設等を内容とする改正が行われています。

2. 平成28年改正の際の衆議院・参議院の附帯決議を受け、内閣府消費者委員会において約1年間、精力的な検討が行われました<sup>(注1)</sup><sup>(注2)</sup>。その結果、平成29年8月に、速やかに改正法案を策定した上で国会に提出すべき旨の答申が示されました。

(注1) 消費者委員会に設置された消費者契約法専門調査会において、平成28年9月から平成29年8月までの間に合計23回の審議が行われました。

(注2) 消費者委員会に「成年年齢引下げ対策検討ワーキング・グループ」が設置され、平成29年1月に報告書が取りまとめられました。

3. これを踏まえ、消費者庁において所要の法制化作業を行い、平成30年3月2日に「消費者契約法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出されました。

4. この法律案は、その後国会における審議<sup>(注3)</sup>を経て、平成30年6月15日に公布されました(平成30年法律第54号)。

(注3) 衆議院では平成30年5月24日に可決、参議院では平成30年6月8日に可決、成立しました(共に全会一致)。なお、衆議院では、与野党共同提案による修正案が提出され、新たに取消しの対象となる不当な勧誘行為の類型として、加齢等による判断力の低下の不当な利用、靈感等による知見を用いた告知の規定が追加されました。